

知多浄水場始め 4 浄水場排水処理施設 整備・運営事業

入札説明書

平成 1 7 年 5 月
(平成 1 7 年 6 月変更)

愛 知 県 企 業 庁

目 次

1	入札説明書の定義	1
2	事業概要等	2
	(1) 事業名称	2
	(2) 事業に供される公共施設の種類	2
	(3) 公共施設の管理者	2
	(4) 事業目的	2
	(5) 事業概要	2
	(6) 事業期間	5
	(7) 事業スケジュール(予定)	6
	(8) 事業者の収入に関する事項	6
	(9) 事業に必要な法令等の遵守	7
3	事業者の募集及び選定	8
	(1) 事業者の募集及び選定方法	8
	(2) 選定の手順及びスケジュール	8
	(3) 応募手続き等	8
	(4) 応募者等の参加・資格要件	10
	(5) 入札手続き方法等	13
	(6) 提案の審査及び事業者の選定に関する事項	16
4	契約に関する事項	19
	(1) 基本協定の概要	19
	(2) 特別目的会社の設立等	19
	(3) 事業契約の締結	19
	(4) 県企業庁と事業者のリスク分担	20
	(5) 事業契約上の債権の取り扱い	20
	(6) 契約保証金の納付等	20
	(7) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
	(8) 事業者が付保する保険	21
	(9) 係争事由に係る基本的な考え方	21
	(10) 管轄裁判所の指定	22
5	事業実施に関する事項	23
	(1) 誠実な業務遂行義務	23
	(2) 要求する性能等	23
	(3) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項	23
	(4) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	24
	(5) 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	25
	(6) その他事業の実施に関し必要な事項	26
6	提出書類	28
	(1) 入札説明書等に関する質問の際の提出書類	28

(2) 資格審査時の提出書類	28
(3) 資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類	29
(4) 入札時の提出書類	29
7 提案書作成要領	34
(1) 一般的事項	34
(2) 参加表明書及び資格審査書等	35
(3) 入札書	35
(4) 事業計画等提案書	36
(5) 設計・建設業務提案書	41
(6) 運営・維持管理業務提案書	42
(7) 脱水ケーキの再生利用業務提案書	42
(8) 技術提案書	42
資料 1	年度別発生活污水量・発生活污水ケーキ量推計表
資料 2	関係資料閲覧のお知らせ
資料 3	事業提案書作成にあたっての用役費算定について
資料 4	脱水実験に使用する汚泥の提供について
資料 5	脱水処理施設等新設・増設・更新計画
資料 6	サービス購入料の構成

本入札説明書では、以下のように用語を定義します。

- 【公共施設の管理者】:本事業をPFI事業として民間事業者に実施させようとする公営企業の事業管理者（企業庁長）をいいます。
- 【事業者】 :本事業の実施に際して、県企業庁と事業契約を締結し事業を実施する会社をいいます（原則として、特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）を設立することとします。）特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいいます。
- 【応募者】 :応募企業又は応募グループをいいます。
- 【応募企業】 :脱水処理施設等の建設、維持管理並びに運営の能力を有し、本事業に応募する参加資格を有する単独の企業をいいます。
- 【応募グループ】 :脱水処理施設の建設、維持管理並びに運営の能力を有し、本事業に応募する参加資格を有する者で、複数の企業で構成されるグループをいいます。
- 【構成員】 :応募企業若しくは応募グループのうち、特別目的会社に出資する企業をいいます。
- 【協力会社】 :応募グループのうち、構成員以外の企業をいいます。
- 【資格審査通過者】:参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいいます。
- 【入札参加者】 :資格審査通過者のうち、本事業に係る事業提案書を期限内に提出した者をいいます。
- 【委員会】 :PFI法に基づく事業実施に必要となる事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、県企業庁が設置する学識経験者等で構成される組織をいいます。
- 【落札者】 :委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として県企業庁が決定した入札参加者をいいます。
- 【実施方針等】 :実施方針の公表の際に県企業庁が公表した書類一式をいいます。具体的には、実施方針、要求水準書（案）及び添付書類等をいいます。
- 【入札説明書等】 :本事業に関し公表された実施方針、入札説明書及びその添付書類（事業契約書（案）、基本協定書（案）、要求水準書、落札者決定基準、様式集、函面及び通知書を含む。）並びにこれら資料に対する質問及びこれに対する県企業庁の回答を示した書面の全てをいいます。
- 【資格審査書等】 :資格審査のために、事業者が作成し、期限内に提出される書類をいいます。具体的には、本入札説明書「6 提出書類」に示します。
- 【事業提案書】 :資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいいます。
- 【脱水処理施設等】:本事業の対象施設として位置付けるもので、高蔵寺浄水場、尾張東部浄水場、上野浄水場及び知多浄水場における、脱水機棟、脱水設備、配管の総称をいいます。（表 - 参照）
- 【脱水機棟】 :脱水設備を納める建物で、当該建物に付帯する電気設備等の一切を含むものをいいます。
- 【脱水設備等】 :脱水設備、配管の総称をいいます。
- 【脱水設備】 :脱水機及び周辺機器等の総称をいいます。
- 【脱水機】 :汚泥を脱水する機械で、脱水機を構成する電気・機械・計装設備（監視及び制御を行う設備）等の一切を含むものをいいます。なお、脱水とは、汚泥の処分を容易な状態とするために、汚泥の水分（含水率）を減少させることをいいます。

す。

- 【周辺機器等】：脱水機関連補機で、当該補機を構成する電気・機械・計装設備及び脱水ケーキ搬出設備等の一切を含むものをいいます。
- 【脱水ケーキ搬出設備】：破砕機、ベルトコンベア、ケーキヤード等、脱水ケーキの管理及び搬出に資する設備をいいます。
- 【配管】：濃縮槽から脱水処理施設等を経由し排水池に至る一連の連絡管で、当該配管を構成する弁類、メーター等の一切を含むものをいいます。
- 【濃縮施設】：脱水処理施設等の前段施設で、排水池、排泥池、濃縮槽の総称をいいます。
- 【排水処理施設】：濃縮施設及び脱水処理施設等の総称をいいます。
- 【3浄水場】：本事業の対象となる浄水場のうち、現在既に脱水処理施設等を有する、高蔵寺浄水場、尾張東部浄水場及び上野浄水場の総称をいいます。
- 【一時支払金】：脱水処理施設等の設計及び建設業務に係るサービスの対価の一部又は全てについて、県企業庁が調達し、脱水処理施設等の所有権が県企業庁に移転した後、事業者を支払われる費用をいいます。
- 【割賦支払金】：脱水処理施設等の設計及び建設業務に係るサービスの対価として、県企業庁が事業者に対して支払う料金をいい、脱水処理施設等の設計及び建設業務に係る経費のうち一時支払金を除いた経費で構成されます。
- 【運営・維持管理業務等】：運営・維持管理業務と脱水ケーキの再生利用業務の総称をいいます。
- 【汚泥】：浄水処理工程で発生する細かな砂や泥を含む水をいいます。
- 【脱水ケーキ】：汚泥を脱水処理した後に発生する固形物をいいます。
- 【再生利用】：脱水ケーキを製品等の原材料等の有用物とするため必要な処理を行い利用することをいい、有価利用と非有価利用に分けられます。
- 【有価利用】：事業者が脱水ケーキを県企業庁から有償で買い取り、自らの責任と費用で脱水ケーキを販売することをいい、その収入は事業者に帰属します。
- 【非有価利用】：県企業庁が脱水ケーキの処理を事業者へ委託し、事業者の責任で再生利用を図ることをいい、それに係る費用については、事業者が提案した金額を、県企業庁が負担します。
- 【有価利用可能量】：事業提案書において事業者が提案する1事業年度に有価利用を行える最大量（t-ds/年）をいいます。
- 【特許権等】：特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいいます。
- 【ホームページ】：知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業のホームページをいいます。ホームページアドレスは、5（6）に示します。
- 【関係者協議会】：本事業に関して県企業庁と事業者との間の協議を行うための機関をいい、県企業庁及び事業者により構成されます。

表 - 施設関連用語概念図

排水処理施設	濃縮施設		排水池、排泥池、濃縮槽	脱水処理施設等	脱水処理施設等が既設の浄水場 ・高蔵寺浄水場 ・尾張東部浄水場 ・上野浄水場 脱水処理施設等を本事業で新設する浄水場 ・知多浄水場
	脱水機棟		脱水設備を納める建物 (付帯する電気設備等を含む。)		
	脱水設備等	脱水設備	脱水機(電気・機械・計装設備を含む。) 周辺機器等(電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備等を含む。)		
		配管	構内連絡管 (弁類、メーター等を含む。)		

備考：網掛け部分が本事業の範囲

1 入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、県企業庁が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）に基づき、平成 17 年 2 月 18 日に特定事業として選定した「知多浄水場始め 4 浄水場排水処理施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加希望者を対象に交付するものです。なお、この交付は、ホームページでの公表をもって代えることとします。

本事業の基本的な考え方については、平成 16 年 11 月 29 日に公表（平成 17 年 2 月 18 日変更）した実施方針と同様ですが、本事業の条件等については、実施方針に関する質問回答、意見及び提案を反映しています。したがって、応募者は、本入札説明書の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとします。

また、別添資料の「知多浄水場始め 4 浄水場排水処理施設整備・運営事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「知多浄水場始め 4 浄水場排水処理施設整備・運営事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）、「知多浄水場始め 4 浄水場排水処理施設整備・運営事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）、「知多浄水場始め 4 浄水場排水処理施設整備・運営事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）及び「知多浄水場始め 4 浄水場排水処理施設整備・運営事業 様式集」（以下「様式集」という。）は、本入札説明書と一体のものとしてします。

なお、入札説明書等と実施方針等及び実施方針に関する質問回答に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先するものとします。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等に関する質問回答及び入札説明書等に関する質問回答によることとします。

2 事業概要等

(1) 事業名称

知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

愛知県知多浄水場、高蔵寺浄水場、尾張東部浄水場、及び上野浄水場の各脱水処理施設等

(3) 公共施設の管理者

愛知県公営企業管理者 企業庁長 福間 克彦

(4) 事業目的

県企業庁が実施する水道事業及び工業用水道事業については、県人口の増加や生活水準の向上並びに産業活動の発展とともに着実に整備・推進してきましたが、社会・経済情勢の大きな変化にともない、より効果的かつ効率的な事業運営が求められています。

また、浄水処理にともなって発生する汚泥については、安定的に脱水処理できることとともに、近年の廃棄物処分場の不足及び環境保全に及ぼす影響を考慮すると、減量化及び再生利用化を進めることが、水道の安定供給等を確保するための重要な課題の一つとなっています。

こうした中で、県企業庁では、県営浄水場における浄水処理工程で発生する汚泥を脱水機や天日乾燥により脱水処理しており、特に近年は、機械脱水処理した脱水ケーキのほぼ全量を、有価により有効に利用しています。

しかしながら、愛知用水地域の3浄水場（高蔵寺浄水場、尾張東部浄水場、上野浄水場）をはじめとして、多くの脱水機が老朽化による更新時期を迎えているうえ、知多浄水場においては発生汚泥の有価利用を進めるためにも天日乾燥から機械脱水方式へ切り替える（脱水処理施設等を新設する）必要が生じています。

また、環境への配慮、新技術の導入、県民等が享受できるサービス価値の最大化などの水道事業及び工業用水道事業への要請が多様化・複雑化している一方で、そのサービス創出のために投下するコストを最小限に抑える必要性が高まっている中、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用し、公共と民間が連携して課題解決に努める必要があると考えています。

そこで県企業庁では、総事業費の削減、財政支出の平準化及び脱水ケーキの再生利用の促進を図ることを目的に、愛知用水地域における3浄水場の脱水設備等の更新・増設、知多浄水場の脱水処理施設等の新設並びにこれら4つの脱水処理施設等の運営・維持管理業務を進めるうえで、PFIを導入することとしました。

(5) 事業概要

ア 本事業の対象となる施設

本施設の主要施設の概要は下記のとおりです。

a 知多浄水場における脱水処理施設等の計画概要（新設）

知多浄水場 計画給水量 上水：222,000 m ³ /日 工水：472,800 m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。）
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（2台） 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	構内連絡管(弁類、メーター等を含む。)

b 3 浄水場における脱水処理施設等の概況（既設）

高蔵寺浄水場 計画給水量 上水：94,300 m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・昭和57年建設 ・RC造 地上1階地下1階建て ・延べ床面積 790m ²
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（既設1台） 1号脱水機 ・昭和57年設置 ・短時間型 ろ布面積 170 m ² 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	構内連絡管(弁類、メーター等を含む。)

尾張東部浄水場 計画給水量 上水：266,400 m ³ /日 工水：200,000 m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・平成5年建設 ・RC造 3階建て ・延べ床面積 1,425m ²
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（既設3台、増設1台） 工業用水道施設における脱水機 ・昭和50年設置 ・短時間型 ろ布面積 49 m ² 1号脱水機 ・平成5年設置 ・長時間型 ろ布面積 500 m ² 2号脱水機 ・平成7年設置 ・長時間型 ろ布面積 500 m ² 本事業において平成25年度に増設する脱水機 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	構内連絡管(弁類、メーター等を含む。)

上野浄水場 計画給水量 上水：164,100 m ³ /日 工水：172,800 m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・昭和43年建設 ・鉄骨造スレート葺き 2階建て ・延べ床面積 1,570m ²
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（既設3台） 1号脱水機 ・昭和58年設置 ・長時間型 ろ布面積 357 m ² 2号脱水機 ・平成5年設置 ・長時間型 ろ布面積 357 m ² 3号脱水機（水・工共用） ・平成4年設置 ・長時間型 ろ布面積 357 m ² 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	構内連絡管（弁類、メーター等を含む。）

イ 事業方式

P F I法に基づき、事業者が自らの提案をもとに脱水処理施設等の設計、建設を行った後、県企業庁に施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の運営・維持管理業務を行う方式（B T O（Build Transfer Operate））により実施します。

なお、知多浄水場については、事業者は、新たに脱水処理施設等の設計、建設を行った後、県企業庁に当該施設の所有権を移転し、当該施設の運営・維持管理業務を行うこととします。

また、3浄水場については、事業者は、既設の脱水処理施設等の運営・維持管理業務を行うとともに、事業契約書（案）「別紙1 事業日程」に示した年度に、脱水機棟の改修並びに脱水設備等の増設・更新を行うこととします。

ウ 事業範囲

事業者が実施する事業範囲は下記のとおりとします。

a 知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務

- ・事前調査（測量、地質調査を含む。）及びその関連業務
- ・脱水処理施設等の設計（基本設計、実施設計）
- ・生活環境影響調査
- ・建設工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等）
- ・脱水処理施設等の新設に係る工事
- ・工事監理
- ・脱水処理施設等の県企業庁への引き渡し
- ・県企業庁が行う近隣対応・対策への協力

- ・脱水処理施設等の運営・維持管理業務の開始までに必要な手続き（各種申請業務等）
- ・県企業庁が行う国庫補助申請・検査業務の支援協力
- b 3 浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務
 - ・事前調査及びその関連業務
 - ・高蔵寺浄水場及び上野浄水場における脱水機棟の改修に係る設計
 - ・生活環境影響調査
 - ・3 浄水場における脱水設備等の更新に係る設計、及び尾張東部浄水場における脱水設備等の増設に係る設計
 - ・脱水処理施設等の増設・更新等の工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等）
 - ・高蔵寺浄水場及び上野浄水場における脱水機棟の改修に係る工事
 - ・3 浄水場における脱水設備等の更新に係る工事（既設の脱水設備等の撤去を含む。）
 - ・尾張東部浄水場における脱水設備等の増設に係る工事
 - ・工事監理
 - ・増設・更新した脱水設備等の県企業庁への引き渡し
 - ・その他、既設の脱水処理施設等の運営・維持管理業務を実施するにあたり必要な改良
 - ・県企業庁が行う国庫補助申請・検査業務の支援協力
- c 脱水処理施設等の運営・維持管理業務
 - ・3 浄水場の運営・維持管理業務に必要な業務引継ぎ
 - ・脱水処理施設等の運転
 - ・脱水処理施設等の維持管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務）
 - ・清掃
 - ・警備
 - ・濃縮槽からの汚泥引き抜き業務（運転・計量等の管理業務）
 - ・濃縮施設の運転支援
 - ・尾張東部浄水場内における濃縮汚泥の運搬
 - ・脱水ケーキの管理（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づく管理業務）
- d 脱水ケーキの再生利用に関する業務
 - ・脱水ケーキの再生利用
 - ・脱水ケーキの搬出

（ 6 ）事業期間

本事業の事業期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月までの 20 年間とします。

(7) 事業スケジュール(予定)

- (ア) 事業契約の締結 平成 18 年 1 ~ 2 月
- (イ) 知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設
平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 1 月
- (ウ) 知多浄水場における脱水処理施設等の引き渡し・所有権移転
平成 20 年 1 月
- (エ) 知多浄水場における脱水処理施設等の運営・維持管理
平成 20 年 2 月 ~ 平成 38 年 3 月
- (オ) 3 浄水場における脱水処理施設等の増設・更新等
事業契約書(案)「別紙 1 事業日
程」参照
- (カ) 3 浄水場における脱水処理施設等の運営・維持管理
平成 18 年 4 月 ~ 平成 38 年 3 月

(8) 事業者の収入に関する事項

本事業における事業者の収入は、事業者が実施する新設施設の設計・建設業務及び既存施設の増設・更新等業務に係る対価、運営・維持管理業務等に係る対価から構成されます。また、事業者が脱水ケーキを有価により再生利用したことによって得る収入は事業者の収入とします。

ア 知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務及び3浄水場の脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価

県企業庁は、知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務及び3浄水場における脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価について、事業契約書においてあらかじめ定める額を、一時支払金及び割賦支払金により事業者に支払います(詳細は、事業契約書(案)「別紙9 サービス購入料について」参照)。

なお、尾張東部浄水場の、平成 25 年度、平成 30 年度及び平成 32 年度における脱水処理施設等の増設・更新等業務及び上野浄水場の平成 29 年度と平成 30 年度における脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価については、全額一時支払金として支払うものとします。

イ 運営・維持管理業務等に係る対価

県企業庁は、運営・維持管理業務等に係る対価について、事業契約書において定める額を、事業期間にわたり事業者に支払います。なお、運営・維持管理業務に係る対価は固定費・変動費から構成され、変動費は各支払期の業務実績に応じて変動させた金額を支払います。また、脱水ケーキの再生利用業務に係る対価は、脱水ケーキ発生量が、事業者が提案する有価利用可能量を上回った場合において、その量に応じた金額を支払います(詳細は、事業契約書(案)「別紙9 サービス購入料について」参照)。

なお、3 浄水場における脱水処理施設等の、脱水設備等の更新時期まで県より引

き継いで事業者が運営・維持管理を行う既存の脱水設備等については、入札時において事業者が運営・維持管理計画を提案するにあたり事業者が予測できない事由によって追加的に補修費が発生した場合、協議の上、県企業庁が追加費用を支払いません。ただし、事業者が、事業契約書（案）「別紙 1 事業日程」に示す事業実施年度以降に脱水設備等の更新を行う施設整備計画を提案する場合、当該年度より後に発生した補修費を県企業庁は支払いません。

また、近隣の市町から水道汚泥の引き取りを要請された場合、事業者の責任と費用のもとで、引き取りが可能と事業者が判断し、県企業庁の了解を得た上で、必要となる措置を執るとともに市町の水道汚泥の脱水処理を引き受け、係る対価を市町より収入として得ることも可能とします。

(9) 事業に必要な法令等の遵守

県企業庁及び事業者は、本事業を実施するに当たり、P F I 法及び基本方針のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。

3 事業者の募集及び選定

(1) 事業者の募集及び選定方法

本事業は、設計・建設及び運営・維持管理の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式を採用します。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令372号)が適用されます。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりです。

スケジュール(予定)	内容
平成17年5月17日	入札公告、入札説明書等の公表・交付
平成17年5月18日～27日	関係資料の閲覧
平成17年5月19日	入札説明書等に関する説明会
平成17年5月24日～27日	現地見学会
平成17年5月30日～6月3日	入札説明書等に関する質問受付
平成17年6月24日(予定)	入札説明書等に関する質問回答の公表
平成17年7月8日～14日	参加表明書の受付、参加資格の確認
平成17年7月28日	資格審査結果の通知及び公表
平成17年9月14日	入札書及び事業提案書の受付及び開札
平成17年11月	落札者の決定及び公表
平成17年12月	基本協定の締結
平成18年1～2月	事業者との事業契約締結及び公表

(3) 応募手続き等

ア 入札公告、入札説明書等の公表・交付

県企業庁は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見を踏まえ、入札公告を行い入札説明書等を公表・交付します。

イ 入札説明書等に関する説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進のため、以下のとおり、入札説明書等に関する説明会を実施します。

[説明会]

開催日時 平成17年5月19日(木)午前10時から(受付開始:午前9時30分)

開催場所 愛知県三の丸庁舎6階601会議室 名古屋市中区三の丸二丁目6-1

(来場の際は、公共交通機関利用のこと)

当日は、入札説明書等の書類配布をいたしません。必要な場合は、ホームページ

より出力して持参して下さい。

ウ 現地見学会

希望者を対象に、以下のとおり、現地見学会を開催します。

[現地見学会]

開催日時・場所

平成 17 年 5 月 24 日 (火): 上野浄水場 10 時 00 分から 16 時 00 分まで

平成 17 年 5 月 25 日 (水): 知多浄水場 10 時 00 分から 16 時 00 分まで

平成 17 年 5 月 26 日 (木): 尾張東部浄水場 10 時 00 分から 16 時 00 分まで

平成 17 年 5 月 27 日 (金): 高蔵寺浄水場 10 時 00 分から 16 時 00 分まで

集合場所 各浄水場管理棟前

現地見学会への参加希望者は、現地見学会参加申込書 (様式 1 1 - 1) に必要事項を記入し、F A X 又は E メールにより提出すること。参加者は各社 2 名程度とします。

申込期限 平成 17 年 5 月 20 日 (金) 17 時 00 分まで

申込先 愛知県企業庁水道事業課

F A X 052-954-6957

メールアドレス youichi_3_katou@pref.aichi.lg.jp

エ 入札説明書等に対する質問受付・回答公表

平成 17 年 5 月 30 日 (月) から 6 月 3 日 (金) までの間、愛知県企業庁水道事業課において、入札説明書等に関する質問を受け付けます。質問の提出方法、書式等については、様式 1 - 1 を参照すること。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 17 年 6 月 24 日 (金) にホームページにおいて公表する予定です (ただし、質問者名は公表しません)。

オ 参加表明書及び資格審査書等の受付

本事業への応募者は、参加表明書の受付にあわせて、参加資格を満たすことを証明するため、資格審査書等を提出し、参加資格の有無について県企業庁の確認を受けること。

参加表明書及び資格審査書等の提出書類は、「 6 (2) 参加資格審査時の提出書類」により作成すること。

提出期間 平成 17 年 7 月 8 日 (金) から平成 17 年 7 月 14 日 (木) まで (日曜日、土曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)

提出場所 愛知県企業庁管理部総務課契約グループ

名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2 (郵便番号 460-8501)

提出方法 持参又は郵送による。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県企業庁管理部総務課契約グループに平成 17 年 7 月 14 日（木）午後 5 時までに必着とします。

応募者等の参加資格確認基準日 平成 17 年 7 月 14 日（木）とします。

カ 資格審査結果の通知等

県企業庁は、参加資格確認基準日をもって、応募者から提出された資格審査書等により参加資格の有無について確認を行う。このとき、県企業庁は委員会の委員から意見を聴くことができることとします。

県企業庁は、資格審査の結果を平成 17 年 7 月 28 日（木）までに応募者に通知します。

なお、資格審査の結果、入札参加資格が無いと認められた応募者は、通知を受けた日から 7 日以内に、県企業庁に対してその理由について書面により説明を求めることができます。県企業庁は、説明を求めた者に対し、書面により回答します。

キ 現地調査

資格審査通過者は、知多浄水場における事業用地及び 3 浄水場における既設脱水処理施設等の状態等の現地調査を、定められた期間において実施できるものとし、（詳細な日程等は資格審査通過者に対し、県企業庁から後日連絡します）。

ク 脱水実験に使用する汚泥の提供

県企業庁は、本事業への応募を検討する民間企業に対し、脱水実験に使用する汚泥及び脱水ケーキを提供します（詳細は「資料 4 脱水実験に使用する汚泥の提供について」を参照すること）。

（４）応募者等の参加・資格要件

ア 応募者等の参加要件

（ア）応募企業又は応募グループの各構成員は、参加表明書及び資格審査書の提出期限において、次に掲げる要件を満たすこと。また、参加表明書に明記した協力会社についても、当該期限において、次に掲げる要件を満たすこと。

- a 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- b 平成 17 年 5 月 17 日（火）から入札及び開札の日時までの間、愛知県企業庁指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- c 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行

い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。

- d 商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立てがなされていない者又は整理開始の命令を受けていない者であること。
- e 愛知県企業庁が本事業についてアドバイザー業務を委託した株式会社 U F J 総合研究所又は株式会社 U F J 総合研究所が当該アドバイザー業務において提携関係にある日本上下水道設計株式会社若しくは渥美総合法律事務所・外国法共同事業と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
- f 本事業の事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

注 e 及び f において、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の総株主の議決権の過半数を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上を出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいいます。

(イ) 応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社は、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として本件入札に参加することはできません。ただし、脱水ケーキの再生利用業務に当たる者に限り、業者数が限定され、重複せざるを得ない特殊な業務であることから、応募グループの協力会社となり、同時に他の応募グループにおける当該業務の協力会社となることができます。

なお、脱水ケーキの再生利用業務のみを担当する企業は、応募グループの構成員になれないものとします。

(ウ) 応募者は、参加表明書に、本事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社の企業名及び携わる業務を明記すること。また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。

(エ) 代表企業は、平成 16 年度及び平成 17 年度愛知県企業庁入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。

イ 応募者等の資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち、脱水処理施設等の設計、建設及び運営・維持管理の各業務に当たる者（落札者が特別目的会社を設立した場合にあっては、特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む。）は、各業務ごとにそれぞれ次に定める要件を満たすこと。

なお、複数の業務に係る要件を満たす者は、当該複数の業務を実施できることとします。

- (ア) 脱水機棟の設計に当たる者は、次の要件を満たすこと。
- a 平成 16 年度及び平成 17 年度愛知県企業庁入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。
 - b 手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていないこと等経営状況が健全であること。
 - c 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 脱水設備等の設計に当たる者は、次の要件を満たすこと。
- a 上記（ア）a に同じ。
 - b 上記（ア）b に同じ。
 - c 本事業の脱水設備等と同種かつ同程度の技術水準の設計業務の実績があること。
- 注）同種かつ同程度の技術水準の、設計業務実績とは、公称能力 10,000m³/日以上の水道又は工業用水道の浄水場若しくは下水処理場の脱水設備等の設計業務実績をいいます。
- (ウ) 脱水処理施設等の建設に当たる者は、次の要件を満たすこと。
- a 平成 16 年度及び平成 17 年度愛知県企業庁入札参加資格者名簿のうち、「建設工事」に登録され、建築工事業、機械器具設置工事業及び電気工事業に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。ただし、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。
 - b 平成 16 年度及び平成 17 年度の愛知県企業庁における入札参加資格の認定において、認定された経営事項評価点数が建築工事業については 740 点以上、機械器具設置工事業については 1,000 点以上であること。
なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が、分担する業務について、当該要件を満たしていること。
 - c 上記（ア）b に同じ。
- (エ) 脱水処理施設等の運営・維持管理に当たる者は、次の要件を満たすこと。
- a 平成 16 年度及び平成 17 年度愛知県企業庁入札参加資格者名簿のうち、「工事用資材の納入・土木工作物の清掃等」に登録され、登録内容が設備清掃・保守であること。
 - b 上記（ア）b に同じ。
 - c 本事業の脱水設備等と同種かつ同程度の技術水準の維持管理業務実績があること。
- 注）同種かつ同程度の技術水準の、維持管理実績とは、公称能力 10,000m³/日以上の水道又は工業用水道の浄水場若しくは下水処理場の脱水設備等

の維持管理業務実績をいいます。

ウ 応募者の構成員等の変更

応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社が、資格審査通過時点から落札者決定前までに上記(4)ア及びイを欠くような事態が生じた場合は失格とします。

参加表明書により参加の意思を表明した応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社の変更は認めません。ただし、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、愛知県企業庁が認めた場合に限り、変更することができるものとします。

(5) 入札手続き方法等

ア 入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者は、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した入札書(様式4-1)、入札価格内訳書(様式4-2)及び事業提案書を県企業庁に提出すること。

なお、提出は応募企業又は応募グループの代表企業が提出場所へ持参するか又は郵便によることとし、電送によるものは受け付けません。書類の提出に関する詳細については、「6(4)入札時の提出書類」を参照のこと。

提出日時 平成17年9月14日(水)午前10時

提出場所 愛知県庁本庁舎地下1階 愛知県入札室
名古屋市中区三の丸三丁目1-2(郵便番号460-8501)

提出方法 持参又は郵送による。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県企業庁管理部総務課契約グループに平成17年9月13日(火)午後5時までに必着とします。

イ 入札説明書等の承諾

応募者は、参加表明書の県企業庁への提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとします。

ウ 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

エ 入札の辞退

資格審査通過者が、入札を辞退する場合は、事業提案書提出期限までに、入札辞退届(様式3-1)を愛知県企業庁総務課に提出すること。

オ 入札のとりやめ等

応募者が不穏な行動をなす場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、県企業庁は、当該応募者を入札に参加させません。

また、応募者が連合し、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、県企業庁は、入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがあります。

なお、後日、入札にかかる不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがあります。

カ 入札価格の記載等

(ア) 入札予定価格

本事業の入札予定価格は、次のとおりとします。

入札予定価格 金 9,703,000,000 円

なお、入札予定価格は、事業期間中に県企業庁が事業者を支払うサービス購入料を単純合計した金額です。また、入札予定価格には、事業契約書(案)に規定する金利変動、物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税額は含みません。

(イ) 入札価格の記載

入札価格は、サービス購入料支払い予定表(様式6-11)の数値と整合を図りながら、下記「7 提案書作成要領」に基づいて記載すること。

キ 提出書類の取り扱い

(ア) 著作権

県企業庁が示した図書の著作権は県企業庁に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属します。なお、県企業庁は、本事業における公表時及びその他県が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合のみ事業提案書の全部または一部を使用できるものとします。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担します。

ただし、県企業庁が事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、県企業庁が責任を負担します。

(ウ) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、県企業庁から指示する場合を除き、認めないものとします。

(エ) 追加提出書類

県企業庁は、必要と認めた場合、提出書類を追加的に要求することがあります。

ク 入札保証金

入札保証金は免除とします。

ケ 開札

(ア) 日時

平成 17 年 9 月 14 日 (水) 午前 10 時

(イ) 場所

愛知県庁本庁舎 地下 1 階 愛知県入札室

(ウ) その他

入札参加者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。

(エ) 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、参加表明書等提出資料に虚偽の記載をした者のした入札、又は愛知県建設工事入札者心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

なお、競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時において愛知県企業庁指名停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けている者、その他開札時において上記(4)ア及びイに掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当します。

コ 県企業庁からの提供資料の取り扱い

県企業庁が提供する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとします。

サ 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができないものとします。

シ 虚偽の記載をした場合

入札参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

ス 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用するものとします。

ただし、ある物質の乾燥状態における重量を示す計量単位として、「t-ds」という計量単位を用いるものとします。なお、当該物質が含水状態にある場合は、その含水状態における重量及び含水率を計測し、乾燥状態の重量に換算するものとします。換算に際しては、「乾燥状態における重量 = 含水状態における重量 × (1 - 含水率)」との換算式を用いるものとします。

(6) 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

ア 審査に関する基本的な考え方

落札者の決定に当たり、県企業庁は、学識経験者で構成する愛知県営浄水場排水処理施設PFI事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者から提出された事業提案書の審査を行います。

また、県企業庁は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定します。

イ 委員会の構成

県企業庁が設置した委員会は、以下4名の委員により構成されます。

委員長	奥野 信宏	(中京大学経済学研究科教授)
委員	筏津 安恕	(名古屋大学環境学研究科教授)
委員	神藤 浩明	(日本政策投資銀行東海支店企画調査課長)
委員	藤江 幸一	(豊橋技術科学大学エコロジー工学系教授)

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とします。

ウ 審査手順

提案の審査は、資格審査と提案審査の2段階で実施します(詳細は、落札者決定基準参照)。

(ア) 資格審査

参加表明書とあわせて応募者から提出された資格審査書類をもとに、県企業庁は入札説明書等で示した参加要件、資格要件及び実績についての確認審査を行います。このとき、県企業庁は委員会の委員から意見を聴くことができることとします。

資格審査通過者は、事業提案書を提出することとなります。

(イ) 提案審査

a 基礎審査

県企業庁及び委員会において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査事項を充足していることを確認します。

まず県企業庁は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行います。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とします。

次いで県企業庁及び委員会は、事業提案書に記載された内容が、本事業の基本的条件及び要求水準について満足していることの確認を行います。

b 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、委員会は総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定します。

なお、審査事項は以下のとおりであり、審査基準等の詳細については、落札者決定基準を参照すること。

- ・ 事業の信頼性・安定性に関する事項
- ・ 設計・建設及び脱水設備等の能力に関する事項
- ・ 脱水設備等の運転業務及び脱水処理施設等の維持管理業務に関する事項
- ・ 脱水ケーキの再生利用業務に関する事項
- ・ 入札価格に関する事項 等

エ 提案内容に関するヒアリング等の実施

事業提案書の審査にあたって、提案内容の確認のために県企業庁又は委員会が必要と判断した場合、基礎審査を通過した入札参加者に対しヒアリングを実施します。

実施時期 平成 17 年 9 月頃（予定）

実施内容 実施する場合は、後日、日時、場所、ヒアリング内容等を、応募企業または応募グループの代表企業に連絡するものとします。

オ 落札者の決定・公表

県企業庁は、落札者を決定した場合には、その結果を入札参加者に通知するとともに公表します。

また、落札者が落札者決定時から事業契約締結時まで、上記（４）ア及びイを欠くような事態が生じた場合は失格とします。

ただし、代表企業以外の構成員及び協力会社が上記の事由に該当した場合に限り、直ちに失格とはせず、県企業庁との協議の上、当該構成員及び協力会社の変更を認めることとします。

カ 事業者の選定

県企業庁と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行います。なお、事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定します。ただし、落札者の

事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行います。

キ 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、応募者あるいは入札参加者が無い、又はいずれの入札参加者も県企業庁の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないとして県企業庁が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表します。

4 契約に関する事項

(1) 基本協定の概要

県企業庁と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結します。

なお、落札者（協力会社を除く）が基本協定を締結しない場合、県企業庁は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行います。ただし、この場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定による随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行うものとします。また、それまでに落札者が要した費用については、県企業庁の事由による場合を除き、落札者自らが負担するものとします。

(2) 特別目的会社の設立等

ア 出資の条件等

落札者は、原則として商法に定める株式会社として本事業の実施を目的とする特別目的会社を契約締結前までに愛知県内に設立することとします。なお、設立する特別目的会社は、本事業以外の事業を兼業することはできません。

応募企業又は応募グループの構成員の全ては、当該会社に対して出資するものとし、出資者は構成員のみとすること。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとします。

なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、県企業庁の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできません。

イ 有資格者の配置

以下の要件を満たす有資格者を配置すること。

- (a) 建設業法に基づく主任技術者または監理技術者の資格を有する工事監理者を配置すること。なお、工事期間中、工事監理者が現場に常駐する必要はありませんが、現場代理人（現場監督者）は常駐することとします。
- (b) 水道法第12条に定められた布設工事監督者を配置すること。
- (c) 建設業務及び運営・維持管理業務において、高圧受電に準じた適切な業務遂行が行えるよう、必要な電気技術者（第3種電気主任技術者相当以上）を少なくとも1名以上配置すること（4浄水場間の兼任は可能とします）。

(3) 事業契約の締結

県企業庁は、落札者と事業契約書（案）に基づき、事業契約に関する協議を行い、事業者が遂行すべき業務内容や金額、支払方法等を定め平成18年1～2月（予定）に事業契約を締結するものとします。ただし、入札前に明示的に確定することができない事項については、必要に応じて県企業庁と落札者との間で協議を行い、内容を定め

るものとします。事業契約は、設計、建設、運営・維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定する平成 38 年 3 月 31 日までの契約とします。

なお、事業契約の締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代等は、落札者の負担とします。

また、特別目的会社が事業契約を締結しない場合、県企業庁は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行います。ただし、この場合は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号の規定による随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行うものとします。

(4) 県企業庁と事業者のリスク分担

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計、建設、運営・維持管理上の責任は、原則として事業者が負うものとします。ただし、県企業庁が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県企業庁が責任を負います。

このリスク分担の考え方は、「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」及び「契約に関するガイドライン」などを踏まえ、県企業庁と事業者のリスク分担については、事業契約書（案）によるものとします。

なお、事業契約書（案）に示されていないリスク分担については、関係者協議会において双方の協議により定めるものとします。

入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うこと。

(5) 事業契約上の債権の取り扱い

ア 債権の譲渡

県企業庁は、事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、事業者が県企業庁に対して有する債権（支払請求権）は不可分一体のものとなります。事業者は、事前に県企業庁の承諾がなければ債権を譲渡することはできません。

イ 債権の質権設定及び債権の担保提供

事業者が、県企業庁に対して有する債権に対し、質権を設定する場合及びこれを担保提供する場合には、事前に県企業庁の承諾がなければ行うことはできません。

(6) 契約保証金の納付等

ア 事業者は、各脱水処理施設等の設計・建設業務において、かかる工事費相当額及び当該額にかかる消費税及び地方消費税の合計額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を、工事開始予定日前までに県企業庁に納付するものとします。

イ 事業者が、愛知県企業庁財務規程（昭和 55 年愛知県企業庁管理規程第 14 号。以下、「財務規程」という。）第 133 条第 1 号又は第 2 号に該当するときは、契約保

証金の全部又は一部の納付を免除されます。

ウ 契約保証金の納付は、国債及び地方債のほか、財務規程第 134 条第 1 項の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

(7) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

ア 基本的な考え方

事業者によるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

イ 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の規定に従い次の措置をとることとします。

(ア) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約書等に定める県企業庁の要求水準を下回る場合、その他事業契約書に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合、県企業庁は、事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることとします。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、県企業庁は、事業契約を解除することができます。

(イ) 県企業庁の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができます。

(ウ) その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

県企業庁及び事業者は、事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じます。

(8) 事業者が付保する保険

事業者は、事業契約書(案)に示す保険を付保すること。

(9) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、県企業庁と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとし、

(10) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

5 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

事業者は、事業提案書及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。なお、応募企業又は応募グループの代表企業は、県企業庁の対応窓口となり業務遂行上の諸手続きを行うこと。

(2) 要求する性能等

事業者は入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分に発揮できるように、施設の設計、建設、運営・維持管理を行うこと。

(3) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

ア モニタリングの目的

県企業庁は、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準が達成されているか確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行います。

イ モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については事業契約書において定めます。

ウ モニタリングの実施時期及び概要

(ア) 基本設計・実施設計に関するモニタリング

県企業庁は、事業者によって行われた設計が、事業契約書に定める業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。

(イ) 工事施工に関するモニタリング

事業者は工事監理者を設置して工事監理を行い、定期的に県企業庁から工事施工及び工事監理の状況の確認を受けること。また、事業者は、県企業庁が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受けること。

(ウ) 工事完成に関するモニタリング

事業者は、施工記録を用意し、現場で県企業庁の確認を受けること。この際、県企業庁は、施設の状態が事業契約書に定められた要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。確認の結果、施設の設計又は工事の内容が事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、県企業庁は補修又は改造を求めることができます。

(エ) 運営・維持管理業務等に関するモニタリング

県企業庁は、運営・維持管理業務等において、定期的にその実施状況を確認します。

(オ) 財務の状況に関するモニタリング

事業者は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、県企業庁に報告すること。

(4) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

ア 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では法制上及び税制上の優遇措置はありませんが、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、県企業庁と事業者で協議を行います。

イ 財政上及び金融上の支援に関する事項

(ア) 日本政策投資銀行による融資

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」融資(無利子、有利子)等の対象事業であり、事業者は当該融資を利用することは可能ですが、事業者は自らのリスクでその活用を行うこととし、県企業庁は同行から調達の可否による条件変更は行いません。

応募者は当該制度の活用を折り込む場合であっても、民間金融機関と同様の金利を前提として事業提案書を作成すること。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこと。

なお、無利子融資制度は、平成 18 年 3 月 31 日までの時限措置である点に留意すること。

(イ) 一時支払金

県企業庁は、知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務及び 3 浄水場の脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価のうち、一部若しくは全額を一時支払金として支払います(詳細は事業契約書(案)「別紙 9 サービス購入料について」参照)。

一時支払金は、知多浄水場における脱水処理施設等については所有権を県企業庁に移転した後(知多浄水場については平成 18 年度末に出来形部分を県企業庁が確認した場合を含む。)設計・建設業務に係る対価の 3 分の 1 に消費税及び地方消費税を加えた額を支払います。

また、3 浄水場における脱水処理施設等の、平成 21 年度までに事業実施される更新等業務については、所有権を県企業庁に移転した後、係る対価の 3 分の 1 に消費税及び地方消費税を加えた額を支払います。平成 25 年度以降に事業実施される増設・更新業務については、係る対価の全額に消費税及び地方消費税

を加えた額を支払います。

(ウ) 国庫補助金

本事業は国庫補助金交付要綱の国庫補助対象施設であるため、県企業庁は事業者を支払う一時支払金の一部に、国庫補助金を充てることを想定しています。

したがって、事業者は県企業庁が行う国庫補助申請業務を支援するとともに、検査業務に協力すること。

ウ その他の支援に関する事項

県企業庁は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて支援を行います。

(5) 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

ア 立地条件に関する事項

項目	概要
事業計画地	知多浄水場 : 愛知県知多市佐布里字西池の脇 8 番地 高蔵寺浄水場 : 愛知県春日井市高森台一丁目 10 番地 尾張東部浄水場 : 愛知県日進市米野木町南山 489 番地 4 号 上野浄水場 : 愛知県東海市名和町蕨山 7 番地
事業実施敷地面積	知多浄水場 : 約 2,000m ² 高蔵寺浄水場 : 約 1,300m ² 尾張東部浄水場 : 約 2,700m ² 上野浄水場 : 約 2,000m ² (ケーキヤードを含む)
都市計画用途区分	知多浄水場 : 指定なし 高蔵寺浄水場 : 第 1 種中高層住居専用地域 尾張東部浄水場 : 指定なし 上野浄水場 : 指定なし

イ 施設の設計要件等に関する事項

(ア) 脱水機棟に関する要件

知多浄水場の脱水機棟については、事業期間終了後も脱水設備等を適宜更新しながら県企業庁において継続して使用する予定であることから、次期更新設備においても使用できる耐久性(目安として 40 年程度)を有し、施設の運転を継続しながら同一建物内において設備の更新が可能な構造とすること。また、地震動レベル 2 相当の大地震に対し、「官庁施設の総合耐震計画及び同解説」(平成 8 年度版)に準拠し、脱水機棟の耐震安全性の分類を 類、重要度係数()を 1.25 とすること。

高蔵寺浄水場及び上野浄水場における既設の脱水機棟については、事業終了後も県企業庁において使用する予定であることから、目安として事業終了後 10 年程度使用できる耐久性を有する構造とするための改修を行うこと。また、地震動レベル 2 相当の大地震に対し、「官庁施設の総合耐震計画及び同解説」(平成 8 年度版)に準拠し、脱水機棟の耐震安全性の分類を 類、重要度係数()

を 1.25 以上とすること。

(イ) 脱水設備等に関する要件

事業者は、事業契約書(案)「別紙 1 事業日程」に定める年度に、要求水準書で示す計画給水量、計画固形物量・送泥濃度・送泥量等に基づき、必要な脱水設備等の新設、増設及び更新を行うこととします。

具体的には、脱水設備等には次の要件等を満たすものとします。詳細は、要求水準書を参照のこと。

- (a) 無薬注方式とすること。
- (b) 脱水機から発生する脱水ケーキの再生利用が促進されるよう、適切な含水率を維持すること。
- (c) 既設の脱水設備等と併用して管理運転が可能なこと。
- (d) 脱水機からのろ液が、排水池の管理運転に著しい悪影響を与えないこと。
- (e) 設置後 25 年程度の耐用年数を有すること。

ウ 脱水ケーキの再生利用

事業者は、脱水処理に伴い発生する脱水ケーキの全量を、事業期間中、自らの提案にしたがって再生利用します。(詳細は事業契約書(案)「別紙 14 脱水ケーキの再生利用業務について」参照)

なお、浄水場の脱水処理施設等の中で行える脱水ケーキの加工作業としては、脱水ケーキの乾燥、破碎、造粒、袋詰め等の工程までとし、浄水場外から水道汚泥以外の原料を搬入して混合するような加工はできません。

エ 土地に関する事項

県企業庁は、特定事業の用に供するために、知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設期間中は、県有地を事業者は無償貸与することを予定しています。

また、事業者が要求する場合、県企業庁は建設工事のために必要な作業用地として、4 浄水場の一部又は全部につき、その敷地内の一定範囲の土地を、有償で貸与します。詳細は、事業契約書(案)を参照のこと。

オ 生活環境影響調査

本事業における施設整備は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 15 条に基づく「生活環境影響調査」の対象となります。事業者は本事業の「生活環境影響調査」を実施すること。

なお、本事業は環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの対象にはなりません。

(6) その他事業の実施に関し必要な事項

ア 融資機関との協議

事業の継続性を確保する目的で、県企業庁は、事業者に対し資金供給を行う融資機関と協議を行い、直接契約(ダイレクトアグリーメント)を結ぶことがあります。

イ 問合せ先

愛知県企業庁水道事業課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話(代表) 052-961-2111 内線 5643

メールアドレス youichi_3_katou@pref.aichi.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/suido/>

6 提出書類

(1) 入札説明書等に関する質問の際の提出書類

入札説明書等に関して、質問がある場合には、以下の書類1枚につき1項目とし、簡潔にとりまとめて1部提出すること。

(ア) 質問書 (様式1-1)

(2) 参加資格審査時の提出書類

参加表明書及び資格審査書等は、3部(正本(押印したもの)1部、副本(正本の写し)2部)提出すること。また各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

なお、審査結果を郵送により通知するため、返信用として長3号封筒を併せて提出すること。封筒表面に参加表明を行った応募企業又は応募グループの代表企業の宛名を記載し、簡易書留料金分として430円切手を貼付すること。

(ア) 参加表明書 (様式2-1)

(a) グループ構成員及び協力会社一覧表 (様式2-2)

(b) 事業実施体制 (様式2-3)

(c) 委任状 (様式2-4)

(イ) 資格審査書 (様式2-5)

資格審査書とあわせて、以下の各書類について提出対象となる構成員及び協力会社は提出すること。

書類名		提出対象者
A	脱水機棟の設計に当たる者の、一級建築士事務所登録を証明する書類	該当企業
B	脱水設備等の設計に当たる者の、本事業の脱水設備等と同種かつ同程度の技術水準の、設計業務実績を証明する書類	該当企業
C	脱水処理施設等の建設に当たる者の、特定建設業(建築一式工事、機械器具設置工事及び電気工事)許可を証明する書類	該当企業
D	脱水処理施設等の運営・維持管理に当たる者の、本事業の脱水設備等と同種かつ同程度の技術水準の、維持管理業務実績を証明する書類	該当企業
E	経営状況を確認できる書類 (直近3年間の損益計算書、貸借対照表)	構成員全て、3(4)イ(ア)から(エ)の業務を担う協力会社

書類名		提出対象者
F	会社概要	構成員、協力会社全て

(3) 参加資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類

入札参加を希望したものが、資格審査通過通知受領後に、入札参加を辞退しようとする場合には、以下の書類を1部提出すること。

(ア) 入札辞退届 (様式3-1)

(4) 入札時の提出書類

入札時に提出する提案書類は、以下のとおりである。

ア 入札書

入札書は、入札価格内訳書とあわせて、1部提出すること。

- ・入札書 (様式4-1)
- ・入札価格内訳書 (様式4-2)

イ 事業提案書等

事業提案書等は、10部(正本(押印したもの)1部、副本(正本の写し)9部)提出すること。また各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- ・事業提案書 (様式5-1)
- ・事業提案書一覧表(図面を除く) (様式5-2)

(ア) 事業計画等提案書

- ・事業計画等提案書 表紙 (様式6-1)
- ・事業実施方針 (様式6-2)
- ・事業実施体制 (様式6-3)
- ・設計・建設工事費用内訳書(*) (様式6-4)
- ・運営・維持管理業務等費用内訳書(*) (様式6-5)
- ・事業収支計画に関する考え方 (様式6-6)
- ・事業収支計算書(*) (様式6-7)
- ・資金管理計画 (様式6-8)
- ・キャッシュフロー計算書(*) (様式6-9)
- ・サービス購入料設定の考え方 (様式6-10)
- ・サービス購入料支払い予定表(年度毎)(*) (様式6-11)
- ・サービス購入料支払い予定表(四半期毎)(*) (様式6-11)
- ・その他収入計画の考え方 (様式6-12)

- ・その他収入計算書（＊）（様式 6 - 1 3）
- ・資金調達計画（様式 6 - 1 4）
- ・リスク対応計画（様式 6 - 1 5）
- ・関心表明書（様式任意）

（イ）設計・建設業務提案書

- ・設計・建設業務提案書 表紙（様式 7 - 1）
- ・施設概要（様式 7 - 2）
- ・主要設備・機器概要（様式 7 - 3）
- ・設計・建設業務及び施設能力の信頼性に対する考え方（様式 7 - 4）
- ・脱水処理施設等の性能について（大規模災害時における安全性、安定性）
（様式 7 - 5）
- ・脱水処理施設等の性能について（事故や故障時におけるバックアップシステム）
（様式 7 - 6）
- ・脱水処理施設等の性能について（汚泥の濁度・量変動への対応能力）
（様式 7 - 7）
- ・脱水処理施設等の性能について（脱水処理施設等の操作性・維持管理性）
（様式 7 - 8）
- ・建設工事工程表（様式 7 - 9）
- ・工事管理計画（様式 7 - 1 0）
- ・建設工事における環境保全対策（様式 7 - 1 1）
- ・脱水処理施設等の性能について（浄水場周辺地域の環境保全性）
（様式 7 - 1 2）
- ・脱水処理施設等の性能について（省エネルギー性、地球環境への配慮）
（様式 7 - 1 3）

（ウ）運営・維持管理業務提案書

- ・運営・維持管理業務提案書 表紙（様式 8 - 1）
- ・運営・維持管理業務の実施方針（様式 8 - 2）
- ・運営・維持管理人員体制（様式 8 - 3）
- ・脱水設備等運転管理計画（様式 8 - 4）
- ・汚泥量増大時における対応について（様式 8 - 5）
- ・緊急時における対応について（様式 8 - 6）
- ・汚泥性状変動時における対応について（様式 8 - 7）
- ・安全・防犯・衛生対策（様式 8 - 8）
- ・維持管理計画（事業年度毎修繕計画）（様式 8 - 9）
 - 修繕計画（＊）（様式 8 - 9 - 1）
- ・維持管理計画（長期修繕計画）（様式 8 - 1 0）
 - 長期修繕計画（＊）（様式 8 - 1 0 - 1）
- ・主要機器の耐用年数（様式 8 - 1 1）

- ・日常点検、定期点検計画 (様式 8 - 1 2)
- 点検・保守計画 (*) (様式 8 - 1 2 - 1)
- ・運営・維持管理業務における周辺環境等への配慮について (様式 8 - 1 3)
- ・運営・維持管理業務における省エネルギー性への配慮について (様式 8 - 1 4)

(エ) 脱水ケーキの再生利用業務提案書

- ・脱水ケーキの再生利用業務提案書 表紙 (様式 9 - 1)
- ・脱水ケーキの再生利用業務の実施方針 (様式 9 - 2)
- ・脱水ケーキの管理・運搬計画 (様式 9 - 3)
- ・脱水ケーキの有価利用計画 (様式 9 - 4)
- ・脱水ケーキの非有価利用計画 (様式 9 - 5)

ウ 技術提案書

技術提案書は、10 部 (正本 (押印したもの) 1 部、副本 (正本の写し) 9 部) 提出すること。また各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- ・技術提案書表紙 (様式 1 0 - 1)

(ア) 全体概要書

- ・全体概要書 (様式 1 0 - 2)
- 技術提案書一覧表 (様式 1 0 - 2 - 1)
- ・脱水処理工程～脱水ケーキ再生利用工程フロー図 (様式 1 0 - 3)

(イ) 脱水設備等計画

- ・機械設備計画 (様式 1 0 - 4)
- 主要設備リスト (*) (様式 1 0 - 4 - 1)
- ・受変電設備計画 (様式 1 0 - 5)
- 主要設備リスト (*) (様式 1 0 - 5 - 1)
- ・動力設備計画 (様式 1 0 - 6)
- 主要設備リスト (*) (様式 1 0 - 6 - 1)
- ・計装設備計画 (様式 1 0 - 7)
- 主要設備リスト (*) (様式 1 0 - 7 - 1)
- ・監視制御設備計画 (様式 1 0 - 8)
- 主要設備リスト (*) (様式 1 0 - 8 - 1)
- 入出力項目リスト (*) (様式 1 0 - 8 - 2)
- ・脱水設備等の周辺環境への配慮 (様式 1 0 - 9)

(ウ) 脱水機棟計画、施設配置計画、配管・外構計画

- ・脱水機棟計画概要 (様式 1 0 - 1 0)

- ・設計主旨及び必要諸室（知多浄水場）（様式 10 - 11）
- ・構造・耐震計画（様式 10 - 12）
- ・脱水機棟計画（平面計画、立面計画、断面計画）（様式 10 - 13）
- ・ゾーニング、動線計画（様式 10 - 14）
- ・機器搬出入計画（様式 10 - 15）
- ・仕上計画（知多浄水場）（様式 10 - 16）
- ・建築付帯機械設備計画（知多浄水場）（様式 10 - 17）
- ・建築付帯電気設備計画（知多浄水場）（様式 10 - 18）
- ・施設配置計画（知多浄水場）（様式 10 - 19）
- ・配管・外構計画（知多浄水場）（様式 10 - 20）

（エ）設備容量計算

- ・脱水処理工程～脱水ケーキ再生利用工程における設備容量計算（様式 10 - 21）
- ・既設脱水処理施設等改良にかかる設備容量計算（様式 10 - 22）

（オ）施工計画

- ・建設工事工程表（様式 10 - 23）
- ・体制・工程計画（様式 10 - 24）
- ・施工品質管理計画（様式 10 - 25）
- ・安全管理計画（様式 10 - 26）
- ・試運転計画（様式 10 - 27）
- ・建設工事における周辺環境への配慮（様式 10 - 28）

（カ）運営・維持管理業務計画

- ・運転管理体制（様式 10 - 29）
- ・月別運転計画（様式 10 - 30）
 - 月別運転計画（*）（様式 10 - 30 - 1）
- ・水収支計画（様式 10 - 31）
 - 水収支計算書（*）（様式 10 - 31 - 1）
- ・ろ液水質管理計画（様式 10 - 32）
 - 水質測定項目リスト（*）（様式 10 - 32 - 1）
- ・従事職員の教育訓練、研修計画（様式 10 - 33）
- ・脱水機棟維持管理計画（様式 10 - 34）
- ・脱水設備等維持管理計画（様式 10 - 35）
- ・長期修繕計画（様式 10 - 36）
- ・清掃計画（様式 10 - 37）
- ・安全対策、防犯計画（様式 10 - 38）
- ・運営・維持管理業務等における環境への配慮（様式 10 - 39）
- ・エネルギー使用量計画（様式 10 - 40）

電力使用量計算書（＊）	（様式 10 - 40 - 1）
（キ）脱水ケーキの再生利用業務計画	
・脱水ケーキの有価利用計画	（様式 10 - 41）
・脱水ケーキの非有価利用計画	（様式 10 - 42）
・受入表明書	（様式 10 - 43）
・脱水ケーキ搬出計画	（様式 10 - 44）
脱水ケーキ搬出計画書（＊）	（様式 10 - 44 - 1）
（ク）添付資料	
・関係法令及び有資格者配置計画	（様式 10 - 45）
・事業終了時における業務の引継ぎに関する考え方	（様式 10 - 46）
（ケ）添付資料	
・添付資料一覧	（様式 10 - 47）
・全体平面図（知多浄水場）	（様式 10 - 48）
・脱水設備等配置図	（様式 10 - 49）
・脱水処理施設等計画設計図面（知多浄水場）	（様式 10 - 50）

「＊印」のついた様式は、Microsoft Excel により作成すること。

7 提案書作成要領

(1) 一般的事項

各提出書類を作成するにあたり、特に県企業庁からの指示がない限り、以下の項目に留意すること。

ア 言語、通貨及び単位

各提出書類に用いる言語は、日本語とし、全て横書きとします。また通貨は円、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるものとします。

イ 使用する用紙のサイズ等

図書のサイズは、表紙を含め、各規定様式を使用し、特に指定のない限り、日本工業規格「A4版」縦置き横書き（片面若しくは両面）を標準とします。ただし、表は「A4版」又は「A3版」、図面は「A2版」又は「A3版」を標準とします。

ウ 使用ソフト

電子データを保存するアプリケーションソフトは、Microsoft Word（2000以上）あるいは Microsoft Excel（2000以上）（いずれも Windows 対応）とします。

エ 会社名の記入

事業提案書には、応募企業または応募グループの代表企業名を記入すること。

オ その他事業提案書に関する共通事項

- ・明確かつ具体的に記述すること。
- ・分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用すること。
- ・製本する際は、特に指定のない限り、表紙のサイズにあわせること。
- ・ページ数は、規定しているものを除き原則として自由とするが、できる限り簡潔にまとめること。なお、ページが複数にわたる場合は、次の例示のように各項目の右端に通し番号をつけること。

例)(様式6-2)

事業計画等提案書

事業実施方針	1 / 2
--------	-------

- ・事業提案書の提出の際に、提案内容が全て保存されているMO若しくはCD-ROM一式を提出すること。なお、Microsoft Excelで作成する様式については、関数及び計算式等を残したまま提出すること。
- ・入札時の提出書類は、「入札書」、「事業提案書等」、「技術提案書」の3つに分け

て提出すること。提出方法について「入札書」は(3)を、「技術提案書」は(8)を参照し、「事業提案書等」については、次のとおりとする。

後述する(4)事業計画等提案書、(5)設計・建設業務提案書、(6)運営・維持管理業務提案書、及び(7)脱水ケーキの再生利用業務提案書について、各項目の作成要領に従って作成したものを1分冊にとりまとめ、左側を綴じて提出すること。

(2) 参加表明書及び資格審査書等

参加表明書及び資格審査書等の提出にあたり、以下の項目に留意すること。

- ・ 6(2)に示されている指定の様式あるいは書類を必要部数作成し、表紙を付け、それぞれ1分冊として左側を綴じること。
- ・ 様式の指定のない書類については、6(2)で示した書類との整合ができるように書類番号とタイトルを資料に付けること。
- ・ 各様式に準じて作成する提出書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイントで作成すること(資格を証する書類の写し等を除く)。

(3) 入札書

ア 入札書(様式4-1)

入札書を作成するにあたり、以下の項目に留意すること。

- ・ 入札書は、県企業庁の指定する封筒に入れ、封印して提出すること。
- ・ 入札書には、入札参加者名(応募グループの場合は代表企業名)を記入し、押印すること。
- ・ 封筒の表には、必ず入札参加者名を記載すること。
- ・ 入札価格は、事業期間にわたるサービス購入料を単純に合計した金額を記載すること。
- ・ 入札価格内訳書(様式4-2)、事業収支計算書(様式6-7)、サービス購入料支払い予定表(様式6-11)との整合に留意すること。
- ・ 金利及び物価は現行水準(事業期間一定)で算出し、金利の増減、物価の増減については考慮しないこと。
- ・ 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。

イ 入札価格内訳書(様式4-2)

- ・ 入札価格は、サービス購入料支払い予定表(様式6-11)の数値と整合を図りながら、一時支払い金、運営期間毎年度の割賦支払金及び運営・維持管理業務等に係る対価を合計して算出すること。
- ・ 算出される入札価格は、入札書(様式4-1)に記載される金額と必ず一致すること。
- ・ 毎年度のサービス購入料を、4%の割引率で平成17年度の現在価値に換算するとともに、その合計額を算定すること。
- ・ 各サービス購入料の「汚泥処理単価(円/t-ds)」及び「脱水ケーキ処理単価(円

/t-ds)は、百円単位とすること。

(4) 事業計画等提案書

ア 設計・建設工事費用内訳書(様式6-4)

設計・建設業務にかかる費用の算定にあたり、次の事項に留意すること。

- ・物価変動、消費税及び地方消費税については考慮しないものとします。
- ・設計・建設工事費用内訳書(様式6-4) 運営・維持管理費用内訳書(様式6-5) 事業収支計算書(様式6-7) キャッシュフロー計算書(様式6-9) サービス購入料支払い予定表(様式6-11) については、Microsoft ExcelにてA3ヨコで作成し、計算式及び関数がわかる形でMO若しくはCD-ROMに保存のうえ、提出すること。

イ 運営・維持管理業務等費用内訳書(様式6-5)

運営・維持管理業務等にかかる費用の算定にあたり、次の事項に留意するとともに、各費用の条件について留意すること。

- ・算定の前提となる年間汚泥処理量及び脱水ケーキ発生量は、「資料1 年度別発生汚泥量・発生汚泥ケーキ量推計表」のとおりとします。
- ・事業年度1年間の費用を記入します。
- ・提案内容に依じて記入欄は追加することとし、できる限り詳細に記入すること。また、その算定根拠についても明示すること。なお、平成25年度に増設される尾張東部浄水場の脱水設備等について、事業契約書(案)第6条第3項にもとづき実施内容の見直しを行う場合において、当該脱水設備等にかかる運営・維持管理業務費用を個別に把握できるように記載すること。
- ・各費用は、事業収支計算書(様式6-7)の内容と一致させること。
- ・物価変動、消費税及び地方消費税は考慮しないこと。

(ア) 人件費

- ・事業実施体制(様式6-3) 運営・維持管理人員体制(様式8-3) 及び脱水ケーキの再生利用業務実施方針(様式9-2)等の提案内容と整合のとれたものとする。
- ・年度毎に役割別の人件費を記入すること。
- ・算定根拠には、各役割の人員数と一人あたり単価を記入すること。

(イ) 修繕費

- ・脱水処理施設等(脱水機棟、脱水ケーキ保管・搬出設備等も含む)の補修、修繕、点検等の維持管理にかかる費用について計上すること。
- ・維持管理計画(長期修繕計画)(様式8-10)と整合のとれた内容とする。

(ウ) 用役費（電気、ガス、水道、下水道）

- ・技術提案書における用役収支に対応させた費用とする。
- ・電気、ガス、水道、下水道の使用料単価は「資料3 事業提案書作成にあたっての用役費算定について」の考え方をを用いて、費用を算定すること。

(エ) 濃縮汚泥運搬費

- ・平成19年度における高蔵寺浄水場の更新工事にかかる濃縮汚泥の運搬、及び尾張東部浄水場内における濃縮汚泥の運搬に要する費用を計上すること。

(オ) 脱水ケーキの再生利用業務費

- ・脱水ケーキの再生利用業務提案書の内容と整合性を図ること。

(カ) S P C 事務経費

- ・運営・維持管理業務の実施方針（様式8-2）の内容等を踏まえ、本事業におけるS P Cの運営等に必要な経費について具体的に計上すること。

(キ) 保険料

- ・リスク対応計画（様式6-15）に記述されている保険内容と整合を図り、保険毎に保険額を計上すること。

(ク) その他必要と考える費用

- ・上記費用の他に、必要と考える費用について具体的に計上すること。

ウ 事業収支計算書（様式6-7）

事業収支計算書の作成にあたり、物価変動、金利変動、消費税及び地方消費税は考慮しないこと。

(ア) 損益計算書

(a) 営業収入

- ・一時支払金、割賦支払金及び運営・維持管理業務等に係る対価については、サービス購入料支払い予定表（様式6-11）と整合を図ること。
- ・運営・維持管理業務に係る対価は、固定費と変動費と分けて記入すること
- ・脱水ケーキの売却等によるその他収入については、その他収入計算書（様式6-13）と整合を図ること。

(b) 営業費用

- ・「人件費」、「補修費」、「用役費」等、運営・維持管理業務等に要する費用については、運営・維持管理業務等費用内訳書（様式6-5）との整合を図ること。
- ・「その他」については、「割賦原価」等、入札参加者が適当と考えるものをできる限り詳細に記入すること。

(c) 営業外収支

- ・「営業外収入」については、入札参加者が適当と考えるものをできる限り詳細に記入すること。
- ・「営業外費用」の「支払金利」については、資金管理計画（様式6-8）の外部借入の金利と一致させること。これ以外で、入札参加者が適当と考えるものをできる限り詳細に記入すること。

(d) 法人税等

- ・法人税等、算出にあたって必要な数値等は、入札参加者が適当と考えるものを使用して算出すること。

(e) その他

- ・「配当」には、資金管理計画（様式6-8）で示した配当性向との整合を図ったうえで、配当額を計上すること。
- ・収入、費用項目については、適宜追加の上記入すること。
- ・他の様式と関連ある項目の数値は、整合性をとって記入すること。また、諸経費、内部留保金運用益、その他項目等の他の様式に関連のないものについては、算出根拠を別紙として記入すること。

(イ) 資金収支計算書

- ・「資金調達」及び「資金需要」の内訳については、既に示しているものに加えて、入札参加者が適当と考えるものをできる限り詳細に記入すること。
- ・記入する金額は、上記の(ア)損益計算書とキャッシュフロー計算書（様式6-9）との整合を図ること。

エ キャッシュフロー計算書（様式6-9）

「キャッシュインフロー」及び「キャッシュアウトフロー」の内訳については、既に示しているものに加えて、入札参加者が適当と考えるものをできる限り詳細に記入すること。

- ・記入する金額は、事業収支計算書（様式6-7）との整合性を図ること。
- ・「配当」には、資金管理計画（様式6-8）で示した配当性向との整合を図ったうえで、配当額を計上すること。
- ・評価指標であるプロジェクトIRR、LLCR、DSCR（年度毎、最小値、平均値）を計算して記入すること。
- ・物価変動、金利変動、消費税及び地方消費税は考慮しないこと。
- ・現在価値に換算する際に用いる割引率は4%とすること。

オ サービス購入料支払い予定表（様式6-11）

サービス購入料支払い予定表の作成にあたり、物価変動、金利変動、消費税及び地方消費税は考慮しないこと。また、設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務等に係る対価を合計した金額を現在価値に換算すること。

(ア) 一時支払金

- ・事業契約書(案)「別紙9 サービス購入料について」の考え方に基づき算定すること。なお、知多浄水場の平成18年度末の出来形部分にかかる一時支払金の支払いに留意すること。

(イ) 割賦支払金(割賦代金算定方法)

- ・事業契約書(案)「別紙9 サービス購入料について」の考え方に基づき算定すること。
- ・割賦元金に対する割賦金利を計上すること。
- ・金利計算は基準金利に入札参加者が提案するスプレッドを上乗せした金利を基に算定すること。このとき、資金管理計画(様式6-8)の考え方と整合を図ること。
- ・提案の前提となる基準金利は、平成17年4月1日の東京時間午前10時にテレート17143頁に発表されたTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレートである1.409%とする。
- ・金額は、様式6-11には年度毎に計上し、様式6-11には事業契約書(案)「別紙9 サービス購入料について」に定める算定方法に従い四半期毎に計上すること。

(ウ) 運営・維持管理業務に係る対価

- ・運営・維持管理業務を行う対価として県企業庁より支払いを希望する金額を運営・維持管理業務に係る対価として算定すること。このとき、運営・維持管理業務にかかる各費用を基に算定することとし、算定根拠と併せて示すこと。
- ・運営・維持管理業務に係る対価は、汚泥量の変動にかかわらず運営・維持管理業務を行う上で固定的に要する費用である「固定費(円/年)」と、汚泥処理単価(円/t-ds)に汚泥量(t-ds)を乗じて算出される「変動費(円/年)」からなるものとします。固定費(円/年)は、各事業年度で異なった金額を提案しても良いものとしますが、変動費にかかる汚泥処理単価は、事業年度全体にわたり一律のものを提案するものとします。
- ・固定費の構成については、「資料6 サービス購入料の構成」の通りとします。
- ・固定費に含まれる修繕費相当分については、次の点に留意した上で固定費を算定すること。

(a) 維持管理計画(長期修繕計画)(様式8-10)に基づき、事業年度ごとに計画修繕費を算定し、当該事業年度の固定費に含めて提案すること。したがって、固定費については事業年度ごとに異なる費用を提案しても構わないこととします。

(b) ただし、実際の修繕費が提案する年間の計画修繕費と異なった場合においても、原則として対価の支払いは提案どおりとし、変更は行いません。

(c) 金額は、様式 6 - 1 1 には年度毎に計上し、様式 6 - 1 1 には事業契約書(案)「別紙 9 サービス購入料について」に定める算定方法に従い四半期毎に計上すること。

(d) 平成 25 年度に増設される尾張東部浄水場の脱水設備等について、事業契約書(案)第 6 条第 3 項にもとづき実施内容の見直しを行う場合において、当該脱水設備等にかかる運営・維持管理業務に係る対価(固定費)を個別に把握できるように記載すること。

- ・変動費の構成については、「資料 6 サービス購入料の構成」の通りとします。なお、電気、ガス、水道、下水道の使用料単価は「資料 3 事業提案書作成にあたっての用役費算定について」の考え方をを用いて、費用を算定すること。
- ・変動費の算定にあたり、前提となる年間汚泥処理量は、「資料 1 年度別発生汚泥量・発生汚泥ケーキ量推計表」のとおりとします。
- ・処理単位の「t-ds」は、小数点以下第 3 位を四捨五入し第 2 位までとします。また、「汚泥処理単価」は、百円単位とすること。

(エ) 脱水ケーキの再生利用業務に係る対価

- ・事業契約書(案)「別紙 9 サービス購入料について」及び「別紙 14 脱水ケーキの再生利用業務について」の考え方に基つき算定すること。
- ・脱水ケーキの再生利用業務に係る対価は、以下の算定式に基つき提案すること。

$$(A_t - B) \times \text{脱水ケーキ処理単価} - B \times \text{脱水ケーキの有価購入単価}$$

A_t : 事業年度 t における年間脱水ケーキ発生量 (t-ds/年)

B : 有価利用可能量 (t-ds/年)

なお、脱水ケーキの再生利用業務に係る対価の提案は、3 浄水場合計と知多浄水場のそれぞれで行うこと。

また、脱水ケーキ処理単価は 21,250 円/t-ds (消費税及び地方消費税は含まず。)以下で提案することとし、脱水ケーキの有価購入単価は 25 円/t-ds (消費税及び地方消費税は含まず。)とすること。

- ・「脱水ケーキ処理単価」について、「運搬費」、「処理費」、「その他」など、算定根拠をできるだけ具体的に示すこと。
- ・有価利用可能量 (t-ds/年) を提案するにあたっては、脱水ケーキの有価利用計画(様式 9 - 4)と整合を図ること。
- ・脱水ケーキの再生利用業務に係る対価の算定にあたり、前提となる年間脱水ケーキ発生量は、「資料 1 年度別発生汚泥量・発生汚泥ケーキ量推計表」のとおりとします。
- ・処理単位の「t-ds」は、小数点以下第 3 位を四捨五入し第 2 位までとします。また、「脱水ケーキ処理単価」は、百円単位とすること。

カ その他収入計算書(様式 6 - 1 3)

- ・脱水ケーキの売却によって、得られる収入を計上すること。

- ・近隣市町からの汚泥引取りによる収入計画、他の県浄水場からの汚泥引取りによる収入計画について、許容量及び引取り単価、引取り体制、引取り方法などの考え方を具体的に提案すること。
- ・事業収支計算書（様式 6 - 7）のその他収入と整合性を図ること。

キ 資金調達計画（様式 6 - 14）

（ア）設計・建設工事費の調達に関する考え方

- ・設計・建設工事費の調達内容について、「一時支払金」、「外部借入」、「出資金」、「その他調達」に分け、その内訳を記入すること。
- ・設計・建設工事費の総額は、設計・建設工事費用内訳書（様式 6 - 4）の数値と整合を図ること。

（イ）外部借入等について

- ・外部借入等について、その内訳がわかるように借入先別に借入条件を記入すること。
- ・借入条件には、借入時期、借入期間、金利、見直時期、返済条件等を記入すること。
- ・借入先には、現在検討している金融機関名について具体的に記入すること。

（ウ）出資金明細表

- ・出資金について、その内訳がわかるように出資者、出資金額、出資比率、出資者の役割及び配当の考え方等を記入すること。
- ・出資金明細表の記入にあたり下記の事項に留意すること。
 - （a）出資者は、全て構成員であること。
 - （b）代表企業は出資者の中で最大の出資を行うこと。

（エ）その他調達方法

- ・その他、資金調達手法として検討している手法があれば記入すること。

（オ）金利変動に伴う割賦払整備委託料の改定

- ・割賦支払金の算定根拠となる基準金利に上乗せするスプレッドを、割賦支払金対象工事毎に記入すること。
- ・その算出根拠を記入すること。
- ・基準金利設定の詳細については、事業契約書（案）「別紙 9 サービス購入料について」を参照のこと。
- ・提案内容により必要な項目、記入欄等は適宜追加してもよいものとする。
- ・物価変動、消費税及び地方消費税は考慮しないこと。

（5）設計・建設業務提案書

設計・建設業務提案書を作成するにあたり、以下の項目に留意すること。

- ・事業計画等提案書との整合性に留意すること。
- ・各様式に記載されている指示に従い作成すること。

(6) 運営・維持管理業務提案書

運営・維持管理業務提案書を作成するにあたり、以下の項目に留意すること。

- ・事業計画等提案書との整合性に留意すること。
- ・各様式に記載されている指示に従い作成すること。
- ・事業期間中に必要となる脱水処理施設等の修繕及び機器・部品の交換について、維持管理計画（長期修繕計画）（様式 8 - 10）に具体的かつ詳細に記入すること。なお、平成 25 年度に増設される尾張東部浄水場の脱水設備等について、事業契約書（案）第 6 条第 3 項にもとづき実施内容の見直しを行う場合において、当該脱水設備等にかかる修繕費用を個別に把握できるように配慮して記載すること。また、計画書については Microsoft Excel にて A 3 ヨコで作成し、計算式及び関数がわかる形で MO 若しくは CD-ROM に保存の上、提出すること。このとき、運営・維持管理業務等費用内訳書（様式 6 - 5）の修繕費と整合を図ること。

(7) 脱水ケーキの再生利用業務提案書

設計・建設業務提案書を作成するにあたり、以下の項目に留意すること。

- ・事業計画等提案書との整合性に留意すること。
- ・各様式に記載されている指示に従い作成すること。
- ・脱水ケーキの有価利用計画（様式 9 - 4）における有価利用可能量の提案については、知多浄水場分と 3 浄水場合計に分けて提案するものとし、下記以上の数値を提案することを要求水準とします。

知多浄水場：601t-ds/年以上

3 浄水場合計：2,047t-ds/年以上

- ・様式 9 - 4 において発生する脱水ケーキの全量を有価利用することを提案する場合であっても、脱水ケーキの非有価利用計画（様式 9 - 5）において非有価利用計画を提案すること。

(8) 技術提案書

技術提案書の作成にあたり、以下の項目に留意すること。

- ・様式集に示す技術提案書作成要領に従い、作成すること。
- ・事業提案書等との整合性に十分に留意すること。
- ・作成にあたっては、要求水準書を満足していることを明示するとともに、事業提案において特筆すべき事項、留意すべき事項について、分かりやすく記載すること。
- ・指定の様式あるいは書類を必要部数作成し、様式 10 - 1 の表紙（A 3 版）を付け、それぞれ 1 分冊として左側を綴じること。
- ・記載様式及び枚数は、指定様式を定めている場合を除き任意としますが、事業提案書等と同様の様式デザインとするとともに、出来るだけ簡潔に整理して記載すること。

- ・図面のサイズは「A 2 版」又は「A 3 版」を標準としますが、提案内容が確認できるように大きさには留意すること。

資料2 関係資料閲覧のお知らせ

本事業の実施に必要となる関係資料（要求水準書における別図1～5及び参考資料1～9）を次により公開しますので、必要に応じて閲覧すること。

1. 閲覧資料

- 別図1 知多浄水場脱水処理施設等管理分界説明図
- 別図2 高蔵寺浄水場脱水処理施設等管理分界説明図
- 別図3 尾張東部浄水場脱水処理施設等管理分界説明図
- 別図4 上野浄水場脱水処理施設等管理分界説明図
- 別図5 知多浄水場関連既設図
- 参考資料1 知多浄水場運転実績
 - 参考資料1.1 知多浄水場固形物発生実績（H10.4月～H16.3月）
 - 参考資料1.2 知多浄水場水質試験月報（上水 H11.4月～H16.3月）
 - 参考資料1.3 知多浄水場工業用水道管理月報（H11.4月～H16.3月）
- 参考資料2 高蔵寺浄水場運転実績
 - 参考資料2.1 高蔵寺浄水場脱水設備運転実績
 - 参考資料2.2 高蔵寺浄水場発生土処理月報（H11.4月～H16.3月）
- 参考資料3 尾張東部浄水場運転実績
 - 参考資料3.1 尾張東部浄水場管理月報（上水 H10.4月～H16.3月）
 - 参考資料3.2 尾張東部浄水場水処理管理月報（工水 H6.4月～H16.3月）
 - 参考資料3.3 尾張東部浄水場発生土処理月報（上水 H5.8月～H16.3月）
 - 参考資料3.4 尾張東部浄水場発生土処理月報（工水 H5.4月～H16.3月）
- 参考資料4 上野浄水場運転実績
 - 参考資料4.1 上野浄水場水質試験月報（H6.4月～H10.3月）
（H10.4月～H16.3月は管理表）
 - 参考資料4.2 上野浄水場発生土処理月報（H11.4月～H16.3月）
- 参考資料5 脱水ケーキ成分分析結果（H11～H15年度）
- 参考資料6 知多浄水場地質調査資料（脱水機棟建設予定地付近）
- 参考資料7 知多浄水場排水処理設備検討資料
- 参考資料8 既設脱水処理施設等完成図書
- 参考資料9 上野浄水場脱水機棟構造計算書
- 参考資料10 尾張東部（東郷）浄水場 既設脱水設備等及び濃縮槽完成図書
- 参考資料11 各浄水場における平成16年度運転実績
- 参考資料12 事業用地詳細図及び写真

下線部は、入札説明書等において閲覧資料として追加したもの。

2 . 閲覧方法

(1) 閲覧期間・時間

平成 17 年 5 月 18 日 (水) ~ 5 月 27 日 (金)(ただし、土・日・祝日は除く。)

午前 10 時 ~ 午後 5 時 (ただし、正午から午後 1 時までは除く。)

(2) 閲覧場所・問い合わせ先

愛知県企業庁水道事業課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電話 (代表) 052-961-2111 内線 5643 担当 : 加藤

メールアドレス youichi_3_katou@pref.aichi.lg.jp

(3) その他

閲覧希望者は、事前に上記問い合わせ先に連絡の上、資料を閲覧すること。また、閲覧資料を貸し出すことも可能 (最大 2 日間) なので、閲覧資料貸出希望者はその旨もあわせて事前に連絡すること。

資料3 事業提案書作成にあたっての用役費算定について

1. 電気使用料金

事業提案書における運営・維持管理業務等費用の算定にあたり、4浄水場の各事業年度の電気料金は以下の算定式にもとづき計上すること。

- | |
|---|
| ・知多浄水場：11.86（円/kWh）×知多浄水場における各事業年度の電気使用量（kWh） |
| ・高蔵寺浄水場：13.44（円/kWh）
×高蔵寺浄水場における各事業年度の電気使用量（kWh） |
| ・尾張東部浄水場：12.21（円/kWh）
×尾張東部浄水場における各事業年度の電気使用量（kWh） |
| ・上野浄水場：11.89（円/kWh）×上野浄水場における各事業年度の電気使用量（kWh） |

各浄水場の電気使用量単価（円/kWh）は、平成16年度の実績値を採用しています。要求水準書別紙14において、平成12年度から16年度における電気使用量の実績値を添付しています。

なお、事業開始後の電気使用料金の支払いにあたっては、上記の電気使用単価（円/kWh）が適用されるわけではありません。詳細については、事業契約書（案）別紙9「サービス購入料について」及び別紙10「サービス購入料の改定について」を参照のこと。

2. 下水道使用料

事業提案書における運営・維持管理業務等費用の算定にあたり、4浄水場の各事業年度の下水道使用料は以下の考え方に従い計上すること。

浄水場名	下水道使用料の考え方
知多浄水場	事業者の提案による。
高蔵寺浄水場	公共下水道使用料として、従事職員一人当たり1,500円/年として、計上すること。 高蔵寺浄水場では、浄水場全体で公共下水道に加入しているため、公共下水道年間使用料を現在の職員数で割ったものです。
尾張東部浄水場	浄化槽による対応となるので、要求水準書別紙14を参考に、くみ取り費、法定検査費、定期点検費を計上すること。
上野浄水場	浄化槽による対応となるので、要求水準書別紙14を参考に、くみ取り費、法定検査費、定期点検費を計上すること。

3. ガス使用料

ガスについては、事業者自らの費用負担で供給を受けるものとしますので、提案にあたっては、適宜使用料を計上すること。

4 . 水道使用料

水道については、本事業で必要となる作業用水は、県企業庁が各浄水場より無償で提供するものとします。

資料4 脱水実験に使用する汚泥の提供について

本事業の応募を検討する民間企業が、知多浄水場、高蔵寺浄水場、尾張東部浄水場、及び上野浄水場の汚泥を使用して脱水実験を行うことを希望する場合、以下の手続きより汚泥を提供します。

(1) 申込み

平成17年5月20日(金)から平成17年5月27日(金)まで(必着)に、汚泥提供申込書(様式11-2)に必要事項を記載の上、Eメール又は郵送により申し込むこと。なお、汚泥提供を希望する者は、脱水実験に係る実施計画を提出する必要があります。

(2) 申込み先

愛知県企業庁水道事業課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話(代表) 052-961-2111 内線 5643

メールアドレス youichi_3_katou@pref.aichi.lg.jp

(3) 費用負担等

汚泥は無料で提供しますが、各浄水場からの汚泥の採取、運搬及び処分等に必要な機器類の使用料等一切の費用は民間事業者が負担するものとします。

(4) 提供場所及び提供期間

汚泥は各浄水場排水処理施設内で提供しますが、採取場所については現地職員の指示によるものとします。原則として民間事業者の希望の日時に沿うことを予定していますが、希望に添えない場合は各浄水場から民間事業者あてに連絡をします。

提供期間：平成17年6月中旬頃(詳細は、申込者に対し後日連絡します。)

提供時間：午前10時～午後3時(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(5) 注意事項

- ・県企業庁から脱水実験のために提供される汚泥については、産業廃棄物となるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い、適正に運搬、管理及び処分を行うこと。
- ・提供する汚泥の量は原則として事業者の希望する量を提供しますが、排水処理業務の都合等で希望に沿えないこともあります。

資料5 脱水処理施設等新設・増設・更新計画

1. 脱水処理施設等新設・増設・更新年度

事業者は図表5-1に示す年度に図表5-2に示す事業を実施することを前提に、事業提案書を作成すること。

なお、平成29年度以降の更新事業については、図表5-1に示す各年度より後に事業を実施する提案内容も認めることとします（ただし、各事業は必ず事業終了年度までに実施すること）が、この場合の当該年度より後における既設脱水設備等の施設損傷・劣化リスク（実施方針（平成17年2月変更）「資料2リスク分担表」参照）の分担者は、事業者となります。

図表5-1 年度別施設整備計画

浄水場名	年度別施設整備計画																	備考				
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34		H35	H36	H37	
高蔵寺		更新																				
尾張東部	更新							増設														工水 水・工共用
													更新			更新						
上野				更新																		水・工共用
												更新										
知多	新設																					水・工共用
	新設																					

図表5-2 事業実施内容

浄水場	事業実施年度	新設・増設・更新計画	新設・増設・更新等	計画給水量 (脱水機の台数)
高蔵寺 浄水場	平成19年度	脱水機棟	改修	上水：94,300m ³ /日 (既設1台)
		脱水設備等	更新	
尾張東部 浄水場	平成18年度	脱水設備等	更新	上水：266,400 m ³ /日 工水：200,000 m ³ /日 (既設3台、増設1台)
	平成25年度	脱水設備等	増設	
	平成30年度	脱水設備等	更新	
	平成32年度	脱水設備等	更新	
上野 浄水場	平成21年度	脱水機棟	改修	上水：164,100 m ³ /日 工水：172,800 m ³ /日 (既設3台)
		脱水設備等	更新	
	平成29年度	脱水設備等	更新	
	平成30年度	脱水設備等	更新	
知多 浄水場	平成18 ~19年度	脱水機棟	新設	上水：222,000 m ³ /日 工水：472,800 m ³ /日 (新設2台)
		脱水設備等	新設	

2. 平成 25 年度以降の脱水設備等の増設・更新について

(1) 工事実施前年度の協議

尾張東部浄水場及び上野浄水場における、平成 25 年度以降の脱水設備等の増設及び更新にあたっては、事業者は事業提案書に基づいた脱水設備等の事業計画書を、その個々の各増設・更新工事を実施する各事業年度の前年度の 7 月末までに県企業庁に提出し、確認を受けることとなります。

当該増設・更新業務に関しては、入札時から実際に事業を実施するまでに相当の年数があることから、県企業庁又は事業者は、入札時における事業提案書の内容及び価格の見直し等について、工事実施前年度の関係者協議会において、当該増設・更新業務を行う各事業年度の前年度の 8 月末までを目標に、協議することができるものとします。

当該工事は原則として、事業提案書の内容どおりに実施するものとしますが、関係者協議会を設置する時点において、事業提案書における脱水設備等の工事内容について、技術革新等による機能向上並びに事業費の低減等を確認できる場合、関係者協議会により工事内容の見直しを協議できるものとします。

(2) 尾張東部浄水場における脱水設備等の増設について

尾張東部浄水場において平成 25 年度に実施する脱水設備等の増設業務は、現時点で県企業庁が予測している計画給水量に基づき実施する予定です。

ただし、給水量が入札時点の予測値と乖離しており、脱水設備等の増設が必要でないと県企業庁が判断した場合、当該業務を実施しない、若しくは延期する場合があります。

なお、事業提案書は、当該業務を実施することを前提として作成することとします。

資料6 サービス購入料の構成

1. サービス購入料の全体構成

サービス購入料は図表6-1に示す各業務により構成されます。

図表6-1 サービス購入料の内容

サービス購入料の内容	大分類	中分類	小分類
知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務及び3浄水場の脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価	設計・建設業務	開業業務等	・開業費、建中金利、融資組成手数料、保険料、割賦金利、3浄水場の運営・維持管理業務に必要な業務引継ぎ、その他設計・建設業務に必要な費用
		設計業務	・事前調査（測量、地質調査、既設脱水機棟の耐震診断調査含む。）及びその関連業務 ・脱水処理施設等の設計
		建設業務	・工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等） ・知多浄水場における脱水処理施設等の建設工事 ・高蔵寺浄水場及び上野浄水場における脱水機棟の改修工事 ・3浄水場における脱水設備等の増設・更新工事（既設の脱水設備等の撤去を含む。） ・工事監理 ・県企業庁が行う近隣対応・対策への協力 ・県企業庁が行う国庫補助申請業務の支援 ・生活環境影響調査
運営・維持管理業務等に係る対価	運営・維持管理業務	脱水処理施設等の維持管理業務	・脱水処理施設等の維持管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務）
		脱水処理施設等の運営業務	・脱水処理施設等の運転 ・清掃 ・警備 ・濃縮槽からの汚泥引抜き業務（運転・計量等の管理業務） ・濃縮施設の運転支援 ・尾張東部浄水場内における濃縮汚泥の運搬 ・脱水ケーキの管理
		その他	・SPC事務経費、運営・維持管理業務にかかる保険料、その他運営・維持管理業務に必要な費用
	脱水ケーキの再生利用業務		・脱水ケーキの搬出 ・脱水ケーキの再生利用 ・その他脱水ケーキの再生利用業務に必要な費用

2. 運営・維持管理業務に係る対価（固定費、変動費）の構成

運営・維持管理業務に係る対価は、汚泥量の変動にかかわらず運営・維持管理業務を行う上で固定的に要する費用である「固定費（円/年）」と、汚泥処理単価（円/t-ds）に汚泥量（t-ds）を乗じて算出される「変動費（円/年）」からなるものとします。

固定費（円/年）は、各事業年度で異なった金額を提案しても良いものとしますが、変動費にかかる汚泥処理単価は、事業年度全体にわたり一律のものを提案するものとします。

固定費及び変動費（汚泥処理単価）の提案にあたり、各費用の構成は以下の通りとすること。

（1）固定費

固定費に該当する費用は次の通りとします。

- ・人件費（固定給相当分）
- ・修繕費
- ・S P C 事務経費
- ・運営・維持管理業務にかかる保険料
- ・その他必要な費用

（2）変動費（汚泥処理単価）

変動費に該当する費用は次の通りとします。

- ・用役費
- ・人件費（固定給を除いた汚泥量の変動にともなうもの）
- ・その他必要な費用